

受水槽水道の届出について

設置の届出

1 注意事項

(1) 受水槽水道（簡易専用水道、小規模受水槽水道）の設置工事を行う場合は、工事前に受水タンク工事届／受水槽水道設置届を水道局給水課（審査担当）に提出してください。

1つの水栓番号に対して、複数の受水槽水道を設置する場合、2つ目以降の受水槽水道の情報は〈継続紙〉に記入してください。

(2) 届出の控えが必要な場合には、あらかじめコピーなどを作成しておいてください。

2 設置届の書き方

※青色の枠内は記入しないでください。

神戸市水道事業管理者
神戸市保健所長 あて

受付年月日
受付番号

受水タンク工事(変更)届 / 受水槽水道設置(変更)届

☐ 新設 ☐ 変更

届出者 又は 工事申込者	住所:	水道工事事業者	住所:
	氏名:	[工事を行う場合は記入すること]	氏名:
	電話:		電話:
連絡窓口		氏名: 電話:	
水栓番号			
建築物所在地	住所:		
	名称:	建築物用途・戸数	戸

【受水タンク工事(変更)届】

- 受水タンク以下装置は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう給水装置ではないので受水タンク以下装置及びそれにより供給される水の品質等の管理は届出者が責任をもって行うこと。
 - 受水タンクの有効容量が10立方メートルを超えるものについては、水道法・同施行令及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等の規定に基づき適正に管理すること。
 - 受水タンクの有効容量が10立方メートル以下のものについても、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱（平成11年要綱）の規定に基づき、水質の管理のために必要な受水タンクの掃除を年に1回は定期的に行うこと。
- 事故発生時における対策、修繕工事などを行う場合は、指定した水道工事業者に実施させること。
- 下記（1）～（4）の事項に異動または変更する場合は、事前に水道局給水課と協議した上で必要な諸手続きを、届出者が責任をもって処理すること。
 - 受水タンク（低置タンク・高置タンク・高架タンク）の改善または変更工事。
 - 設置者・管理者の変更。
 - 料金算定の基礎となる使用戸数の増減、用途の変更。
 - 届出者が指定する水道工事事業者の変更。
- 市が必要と認めるときは、受水タンク以下装置についての立ち入り検査を承認し、その結果として発生する改善命令を遵守すること。
- 上記の条件を各戸（室）の使用者に徹底することはもとより受水タンク以下の装置について、問題が生じたときは届出者の責任において解決することを誓約します。

【受水槽水道設置(変更)届】

下記のとおり、(受水槽水道を設置した/届出事項に変更があった)ので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第(1/2)項の規定に基づき、届出ます。なお、未定とした項目については、内容が決定次第、速やかに届出ます。

下記項目すべてをご記入ください。

変更の届出にあつては、変更事項口にし点を入れ、変更後の内容を記入してください。

☐	建築物	名称	口同上	その他	(棟数など)
☐	設置数	低置タンク: () 基 高置タンク・高架タンク: () 基			
☐	設置者	住所			
☐	届出者と同 未定	氏名	電話		
☐		管理者	住所		
☐	届出者と同 未定	氏名	電話		

※)設置者とは、受水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権原を有する者をいう。

連絡窓口

○工事完了以降に、保健所からの届出内容の確認に対応していただける方を記入ください。

水栓番号

○新規（設置工事）の届出を行う場合は、空欄にしてください。

棟数

○同一水栓番号の受水槽水道が設置されている建物の棟数を記入してください。（学校や病院等において、同一水栓番号で管理されている受水槽水道が複数存在する場合があります。）

設置者

○設置者とは、受水槽水道を設置する者で、一般的にはその建物の所有者を指します。所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権原を有する者が設置者となる場合もあります。
○設置届出時に未定の場合は、未定欄にチェックしてください。工事検査時等に再確認させていただきます。
○分譲マンションの場合は、管理組合を設置者としていただくことができます。
○法人又は団体の場合は、代表者名を省略し、法人又は団体の名称及び代表者の職名（代表取締役、理事長など）をもって設置者として届け出ることができます。

管理者

○管理者とは、受水槽水道の維持管理に直接携わる人のことで、設置者の委託を受けた管理会社、自社の施設管理部、担当者などを記入してください。
○設置届出時に未定の場合は、未定欄にチェックしてください。工事検査時等に再確認させていただきます。

完成年月日

☐
受水タンク(受水槽水道)の概要

1. 局メーター数 戸

2. 建築構造 造 地下 階 地上 階建

3. 受水方式 1: 低置タンクのみ 2: 高置(高架)タンク直結式 3: 高置タンク式

4. 受水タンク以下給水方式 1: 高置(高架)タンク流下給水 2: 加圧(気圧)給水 3: 蓄圧給水

5. 低置タンク構造 1: 床置型(六面) 2: 地下式(埋込) 3: 半地下式

6. 高置タンク構造(高架) C: コンクリート製 S: 鋼板製 F: FRP(樹脂製) E: その他(SUS・)

7. 高置タンク構造(高架) 1: 1槽式 2: 2槽式 3: 消火併用式

8. 主要管種 VP: 塩化ビニル管 CU: 銅管 PE: ポリエチレン管 HD: ヘッド工法 VL: 塩化ビニルライニング鋼管 EX: その他(ダクタイル鉄管・鋼管・)

9. その他(1: あり) 雑用水槽 減菌装置 直結水栓 (~) 階部分() 栓 建築物衛生法に該当

種数 棟

階に設置 (記入例) 地下1階、地上1階、屋上階

階以上受水タンク給水

メーカー名 方形 円筒形 球形

有効容量(タンク容量) m × m × (H) m m²(少数第1位まで記入)

有効容量(運用容量) m × m × (h) m m²(少数第1位まで記入)

メーカー名 方形 円筒形 球形

有効容量(タンク容量) m × m × (H) m m²(少数第1位まで記入)

有効容量(運用容量) m × m × (h) m m²(少数第1位まで記入)

記入上の注意

- 添付書類
 - ① 受水タンク周辺の重要な構造物の配置の略図(受水タンク、高置タンク、水道直結栓等の平面図、系統図)
 - ② 建築物所在地の略図
- タンク容量と運用容量について
 - タンク容量: 受水槽平面積 × H(右図)
 - 運用容量: 受水槽平面積 × h(右図)
- 受水タンク(水道事業の用に供する水道水を最初に受けるタンク)ごとに上記概要を記載すること。
- 受水タンクが複数ある場合は、別紙「継続組」を用いること。

届出者が指定する水道工事事業者

住所:

氏名:

電話:

※当店(当社)は前記申請施設内で発生する給水事故について応急対応を責任をもっておこないます。

備考欄

受水方式

○高置タンクは給水の箇所よりも高い位置(ビルの屋上等)に設置され、重力で給水するための水槽を指し、高架タンクは給水塔等架台の上に設置された水槽を指します。

有効容量

○タンク容量は、オーバーフロー管位置等構造上の最高水位と最低水位との間に貯留される容量。
 ○運用容量は、ボールタップ等で設定した運用上の最高水位と最低水位との間に貯留される容量。
 ○2槽式の場合は合計容量とします。

3 添付書類

- 受水槽周辺の重要な構造物の配置の略図(受水槽、高置水槽、水道直結栓等の平面図・系統図)
- 建築物所在地の略図

変更の届出(設置届と同じ様式)

1 注意事項

- (1) 給水装置の工事を伴う変更(受水槽の取替え等)を行う場合は、工事前に受水槽タンク工事届(変更)届/受水槽水道設置(変更)届を水道局給水課(審査担当)あてに提出してください。
- (2) 設置者・管理者の変更等、給水装置の工事を伴わない変更の場合は、受水槽タンク工事届(変更)届/受水槽水道設置(変更)届を衛生監視事務所あて提出してください。
- (3) 届出の控えが必要な場合には、あらかじめコピーなどを作成しておいてください。

2 変更届の書き方

○該当する変更事項の口に✓を付け、変更後の内容を記入してください。様式上段黒枠内(水栓番号、建築物名称、所在地、連絡窓口については記入必須。)

3 添付書類

- 変更部分の略図(受水槽、高置水槽、水道直結栓等変更部分の平面図・系統図)
- ※変更部分を明示したもの。

1 / 1

廃止の届出

1 注意事項

- (1) 廃止届を水道局給水課（審査担当）あてに提出してください。
- (2) 届出の控えが必要な場合には、あらかじめコピーなどを作成しておいてください。
- (3) 廃止とは、建物の建て替え（取り壊し）や、水道直結化工事等を行った結果、同一水栓番号の受水槽全てが撤去されることを指します。建物が使用されなくなったことにより、受水槽水道が使用されなくなった場合は、休止・再開の手続きを行ってください。

休止・再開の届出

1 注意事項

- (1) 受水槽水道は残っているが、建物を使用しなくなった等により受水槽水道を使用しなくなった場合は、休止・再開届を衛生監視事務所あてに提出してください。
- (2) 届出の控えが必要な場合には、あらかじめコピーなどを作成しておいてください。

【参考】（左：廃止届、右：休止・再開届）

様式第2号（第3条関係）

受水タンク（受水槽水道） 廃止届

神戸市保健所長
神戸市水道事業管理者 あて

年 月 日

届出者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
届出者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
建築物所在地
建築物名称
水栓番号

受水槽水道を廃止したので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第2項の規定に基づき、届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	建物取り壊し ・ 水道直結化 ・ その他（ ）

※受水タンクの廃止とは、同一水栓番号の受水タンクの設置タンク・高置タンクの全ての撤去とする。

水道局給水課 ⇒ 衛生監視事務所

様式第3号（第3条関係）

休止・再開届

神戸市保健所長 あて

年 月 日

届出者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
電話（ ）
届出者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
建築物所在地
建築物名称
水栓番号 第 号

受水槽水道の使用を（休止・再開）したので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第3項の規定に基づき、届け出ます。

1	休止期間及び理由	年 月 日 から 年 月 日
理由：		
2	再開年月日	年 月 日

○添付資料
同一水栓番号の受水槽水道を複数設置している場合は、使用を休止又は再開した受水槽の場所を明示した見取り図。

届出先

【水道局給水課（審査担当）】

区域	所在地	電話番号
東灘区・灘区・北区	中央区橋通3丁目4-2 （神戸市水道局総合庁舎3階）	078-341-1802
中央区・兵庫区・長田区・須磨区		078-341-1802・1803
垂水区・西区		078-341-1803

【衛生監視事務所】

区域	監視事務所	所在地	電話番号
東灘区・灘区・中央区・北区	東部衛生監視事務所	中央区東町115番地 （中央区役所内7階）	生活衛生ダイヤル 078-771-7497
兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西区	西部衛生監視事務所	長田区北町3-4-3 （長田区役所内5階）	

受水槽水道の衛生管理について

受水槽水道は、有効容量(運用容量)によって以下のとおり区分されています。

- ・10m³超:簡易専用水道
- ・10m³以下:小規模受水槽水道

それぞれ、水道法、神戸市受水槽水道衛生管理要綱で毎年1回以上の定期清掃及び定期検査(水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関による検査)を実施するよう規定されています。

【神戸市を検査区域とする国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関一覧】 (令和6年4月1日時点)

検査機関名	電話番号	検査機関名	電話番号
一般社団法人関西環境開発センター	06-6836-7652	株式会社日吉	0748-32-5111
一般財団法人関西環境管理技術センター	06-6583-3262	株式会社ケイ・エス分析センター	0721-20-5611
一般社団法人姫路市医師会	079-295-3366	一般財団法人神戸市水道サービス公社	078-621-1908
公益財団法人兵庫県予防医学協会	078-856-7216	株式会社近畿環境衛生センター	0742-63-5288
日本水処理工業株式会社	06-6363-6330	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社	078-335-1280
日東化学工業株式会社	093-451-2711	関西環境科学株式会社	079-228-1941
株式会社総合水研究所	072-224-3532	日本水道システム株式会社	0798-64-8258
エスク株式会社	072-874-3456	株式会社H E R	0790-49-3221

【参考】

水道法(昭和32年法律第177号)抜粋

第6章 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令)の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)抜粋

第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣)が定めるところによるものとする。

神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱 抜粋

(小規模受水槽水道の設置者等の責務)

第4条 小規模受水槽水道の設置者及び管理者は、次の各号に掲げる管理基準を遵守し、給水設備の維持管理を行うとともに、この要綱に基づいて行われる指導に協力するものとする。

- (1)貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に、行うこと。
- (2)有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、給水設備の定期的な点検、補修等必要な措置を講じること。
- (3)給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要な事項について速やかに水質検査を行うとともに、その原因究明に努めること。
- (4)供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させるとともに、保健所長にその旨を通報すること。

(小規模受水槽水道の管理状況の定期検査)

第5条 受水槽の有効容量の合計が3 立方メートルを超える小規模受水槽水道の設置者は、給水設備の管理状況について、毎年1回以上定期に検査機関の検査を受けるものとする。

2 受水槽の有効容量の合計が3 立方メートル以下の小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定に従い、給水設備の管理状況の定期検査を受けるように努めるものとする。

3 第1項に規定する定期検査の内容は、別に定める点検項目のとおりとす。